

公 示

旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を制定したことに伴い「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」（平成25年9月30日中運局公示第59号）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

平成25年9月30日

中部運輸局長 野俣 光孝

記

I 旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）に対する行政処分等の基準について

旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号以下「法」という）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととする。

1 一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する基準

（1）通則

- ① 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- ② 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

なお、「同一の違反」は、別表1に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

- ③ 次のいずれかに該当する場合の同一営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

ア 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

イ 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

ウ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

エ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（⑩の「事業の全部

若しくは一部の譲渡」をいう。)により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所(以下この号において「従前営業所」という。)が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- ④ 次に掲げる違反について、②の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
- ア 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
 - イ 法第9条第6項、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反
 - ウ 法第33条第1項又は第2項の違反
 - エ 法第94条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- ⑤ この公示において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議
 - イ 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取
 - ウ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- ⑥ 事業者に対する行政処分等は、この公示の本文及び別表1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定(以下「基準日車等」という。)に基づき行うものとする。
- ⑦ 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする
- ア 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
 - イ ア以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- ⑧ 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」という。))のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、⑥及び⑦の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として⑥及び⑦の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの(⑥及び⑦の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。
- ア 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる

相当の理由が認められる場合

イ 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

- ⑨ 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について⑥及び⑦の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として⑥及び⑦の基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの（⑥及び⑦の基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは10日車とする。

なお、「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。

- ⑩ 中部運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、本公示（別表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、（3）⑦、（4）④又は（5）①ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、審査委員会において決定することができるものとする。

- ⑪ 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を中部運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

- ⑫ 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（⑬及び⑭に該当する営業所を含む。

以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

ア 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般乗合旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 違反営業所が廃止された場合（アに該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

（ア） 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

（イ） 中部運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（（ア）に該当する営業所がない場合に限る。）

（ウ） 廃止営業所に最寄りの営業所（（ア）又は（イ）に該当する営業所がない場合に限る。）

⑬ 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

ア 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

イ 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（アに該当する営業所がない場合に限る。）

ウ 当該事務所に最寄りの営業所（ア又はイに該当する営業所がない場合に限る。）

⑭ 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、⑬アからウまでに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

⑮ 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。

⑯ 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。（2）⑦及び（5）②イにおいて同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

ア 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、⑫イの例にならうて取り扱うものとする。

イ 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者

の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

なお、「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、法第36条第1項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

また、「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次のウ又はエの基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

- ウ 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人（2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
- エ 譲受人（2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

（2）法令違反に係る点数制度

- ① 行政処分を行う事業者には、（1）⑥から⑩までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- ② （4）①イ各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、①のほか、（4）①各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、（4）①イ（イ）に該当したことに伴って（4）①イ（エ）に該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- ③ ①及び②により事業者が付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所が中部運輸局管内の事業者について管理するものとする。
- ④ 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次のアからエまでのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

- ア 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
- イ 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
- ウ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
- エ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険

運行がないこと。

- ⑤ 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、④ただし書の規定は、適用しない。
- ⑥ 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、④の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- ⑦ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、④の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、④ただし書の規定は、適用しない。

なお、「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、法第36条第1項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

また、「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次のア又はイの基準を参考として判断するものとする。

- ア 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人（2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
- イ 譲受人（2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

(3) 自動車等の使用停止処分

- ① 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は（1）⑫から⑯までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、（4）①ア又は（5）①の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- ② 行政処分等に係る処分日車数は、（1）⑥から⑩までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- ③ 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反の

うち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、②後段の規定にかかわらず、別表1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

- ④ 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、次の表により、これを決定するものとする。

処分日車数	所属する事業用自動車の数				
	～10両	11両 ～30両	31両 ～60両	61両 ～100両	101両～
～30日車	1両	1両	1両	1両	1両
31～60日車	1両	2両	2両	2両	2両
61～100日車	1両	3両	3両	3両	3両
101～200日車	2両	3両	4両	4両	4両
201～300日車	2両	3両	7両	7両	9両
301日車～	2両	3両	9両	11両	15両

・所属する事業用自動車の数が5両以下の場合は、処分車両数を1両とする。

・処分期間は、処分日車数を処分対象車両数で除した数（端数は切捨て）とする。

この場合において、処分日車数に余りが生じたときは処分対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

- ⑤ 停止対象の車両指定は、以下のア、イ、ウ、エの順に該当する車両を指定するものとする。

ア 違反事業者の違反営業所等の違反車両

イ 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

ウ 違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

エ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

- ⑥ ①の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ。）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

- ⑦ 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）の監査方針について（平成25年9月30日付け、中運局公示第58号）2.（1）の特別監査に係

る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、①による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

- ⑧ ⑦の場合の停留所の使用の停止期間は、④により決定する処分期間と同じ期間（自動車の使用停止を開始する日から同使用停止を終了する日までをいう。）を限度とし、審査委員会の議に付した上で決定するものとする。

（４）事業の停止処分

- ① 事業の停止処分は、次のア又はイのいずれかに該当（（５）①に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、アによる事業の停止処分は６月以内の期間を定めて行うとともに、２回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が５１点以上となった場合に行うものとする。

ア 違反点数の付与により、違反点数の累計が５１点以上となった場合

イ 次のいずれかに該当する場合（（５）①ウに該当する場合を除く）

（ア）法第４条第１項又は法第４３条第１項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

（イ）法第２３条第１項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

なお、「運行管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。

（ウ）法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第２１条第１項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成１３年国土交通省告示第１６７５号）が著しく遵守されていない場合

なお、「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成１３年国土交通省告示第１６７５号。以下「告示」という。）の未遵守が１ヶ月間で計３１件以上あった運転者が３名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。

（エ）法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第２４条第１項及び第２項の規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

なお、「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。

（オ）法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第４５条の規定に違反して、営

業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(カ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

なお、「整備管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(整備管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。

(キ) 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

(ク) 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

(ケ) 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

② ①アの場合の事業の停止期間は、(3)②による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

③ ①イの場合の事業の停止期間は、①各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、①イ(イ)に該当したことに伴って①イ(エ)に該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

④ ①の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、(3)に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

⑤ 次のア及びイのいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、(3)②の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

ア 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

イ 事業者がアの違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

⑥ 次のア及びイのいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、(3)②の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

ア 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

イ 事業者がアの違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

⑦ 次のア及びイのいずれにも該当する場合（⑤に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、（３）②の処分日車数による行政処分等のほか、７日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、７日間の事業の停止処分をした後で、⑤に該当することが判明した場合において、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合においては、同項中「１４日間」とあるのは、「７日間」とする。

ア 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

イ 事業者がアの違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

⑧ 次のア及びイのいずれにも該当する場合（⑥に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、（３）②の処分日車数による行政処分等のほか、３日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、３日間の事業の停止処分をした後で、⑥に該当することが判明した場合において、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合においては、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。

ア 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が３０km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、４０km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

イ 事業者がアの違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

⑨ 次のア及びイのいずれにも該当する場合（⑤又は⑦に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、（３）②の処分日車数による行政処分等のほか、３日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、３日間の事業の停止処分をした後で、⑤に該当することが判明した場合において、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合においては、同項中「１４日間」とあるのは、「１１日間」とする。

なお、３日間の事業の停止処分をした後で、⑦に該当することが判明した場合において、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合においては、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。

ア 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

イ 事業者がアの違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

⑩ （３）⑥の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

(5) 許可の取消処分

① 許可の取消処分は、次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、(3)に規定する自動車等の使用停止処分又は(4)に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

ア 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合

イ 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

ウ (4)①イによる事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反(この場合、(4)①イ(ケ)に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合((4)①イ(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)の違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)

エ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

(ア) 法第9条第6項に規定する運賃又は料金の変更の命令

(イ) 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

(ウ) 法第19条の2に規定する協定の変更の命令

(エ) 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

(オ) 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

(カ) 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

(キ) 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

(ク) 法第31条に規定する事業改善の命令

(ケ) 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

オ 法第7条第1号、第7号又は第8号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合。

② 次のいずれかに該当する場合の①ウ及びエの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

ア 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

イ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処

分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

(6) 特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、本公示を準用するものとする。この場合において、「一般乗合旅客自動車運送事業」とあるのは、「特定旅客自動車運送事業」と読み替えるものとする。

2 一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する基準

(1) 通則

① 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

② 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

なお、「同一の違反」は、別表2に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

③ 次のいずれかに該当する場合の同一営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

ア 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

イ 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

ウ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

エ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（⑰の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが

受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- ④ 次に掲げる違反について、②の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

ア 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

イ 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

ウ 法第33条第1項又は第2項の違反

エ 法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）

オ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

- ⑤ この公示において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

イ 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

ウ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

- ⑥ 事業者に対する行政処分等は、この公示の本文及び別表2に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

- ⑦ 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。

ア 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。

イ ア以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。

- ⑧ タクシー適正化・活性化法第3条第1項に規定する特定地域（以下「特定地域」という。）又は同法第3条の2第1項に規定する準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を次により取り扱うものとする。

ア 特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.2倍に加重する。

ただし、監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。イにおいて同じ。）を特定地域指定時車両数（特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活

性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。)よりも減少させている者は1.1倍とする。

イ 準特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.1倍に加重する。

ただし、監査時車両数を準特定地域指定時車両数(準特定地域に指定されたとき(当該地域が連続して準特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の準特定地域に指定されたとき。)に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。)よりも減少させている者は1倍とする。

なお、ここでいう「一定の違反」とは、別表2の違法行為の事項欄中(※)、(◎)若しくは(☆)が付されている違反又は過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、最高速度違反、無免許運転若しくは救護義務違反を伴う事故を引き起こした場合における当該違反に関連する処分基準に掲げる違反事項に係る違反とする。

⑨ 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、⑥から⑧までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として⑥から⑧までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの(⑥から⑧までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

ア 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

イ 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

⑩ 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について⑥から⑧までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として⑥から⑧までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの(⑥から⑧までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があったときは10日車とする。

なお、「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導

を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。

- ⑪ 中部運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、本公示（別表2を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、(4)④若しくは(5)③又は(6)①ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準日車等によらず、同審査委員会において決定することができるものとする。

- ⑫ 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を中部運輸局又は運輸支局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

- ⑬ 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（⑭及び⑮に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

ア 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 違反営業所が廃止された場合（アに該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

（ア） 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

（イ） 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（（ア）に該当する営業所がない場合に限る。）

（ウ） 中部運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（（ア）又は（イ）に該当する営業所がない場合に限る。）

（エ） 廃止営業所に最寄りの営業所（（ア）から（ウ）までに該当する営業所がない場合に限る。）

- ⑭ 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営

業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

ア 事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

イ 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
(アに該当する営業所がない場合に限る。)

ウ 管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの (ア又はイに該当する営業所がない場合に限る。)

エ 当該事務所に最寄りの営業所 (アからウまでに該当する営業所がない場合に限る。)

⑮ 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、⑭アからエまでに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

⑯ 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。

⑰ 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡 (譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。(2)⑦及び(6)②イにおいて同じ。)により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人 (これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。) の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

ア 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、⑬イの例にならって取り扱うものとする。

イ 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

なお、「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、法第36条第1項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産 (運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。) を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

また、「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次のウ又はエの基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

ウ 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人 (2以上の譲

受人があるときは、当該2以上の譲受人)に譲渡されていると認められる場合
エ 譲受人(2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人)の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

(2) 法令違反に係る点数制度

- ① 行政処分を行う事業者には、(1)⑥から⑩までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- ② (4)①エ各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、①のほか、(4)①エ各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、(4)①エ(イ)に該当したことに伴って(4)①エ(エ)に該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- ③ ①及び②により事業者が付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所が中部運輸局管内の事業者について管理を行うものとする。
- ④ 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次のアからエまでのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

 - ア 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
 - イ 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
 - ウ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
 - エ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。
- ⑤ 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、④ただし書の規定は、適用しない。
- ⑥ 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、④の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- ⑦ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、④の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されてい

るものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、④ただし書の規定は、適用しない。

なお、(1) ⑬及び⑭の規定は、「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

- ⑧ タクシー適正化・活性化法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の違反点数の特例については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に伴う違反点数の特例措置について」(平成22年4月13日付け中運自旅二第11号、中運自監第24号)に定めるところによる。

(3) 自動車等の使用停止処分

- ① 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は(1) ⑬から⑰までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

ただし、(4) ①アからウまで若しくは(5) ①又は(6) ①の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。

- ② 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

- ③ 行政処分等に係る処分日車数は、(1) ⑥から⑩までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。

なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。

- ④ 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、③後段の規定にかかわらず、別表2の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

- ⑤ 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、次の表により、これを決定するものとする。

なお、監査実施日に運行することがない事業用自動車の車両数を、次の規定により算出する「遊休車両の台数」として処分車両数に加えることができるものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

処分日車数	所属する事業用自動車の数				
	～10 両	11 両 ～30 両	31 両 ～60 両	61 両 ～100 両	101 両～
～ 30 日車	1 両	1 両	1 両	1 両	1 両
31～ 60 日車	1 両	2 両	2 両	2 両	2 両
61～100 日車	1 両	3 両	3 両	3 両	3 両
101～200 日車	2 両	3 両	4 両	4 両	4 両
201～300 日車	2 両	3 両	7 両	7 両	9 両
301 日車～	2 両	3 両	9 両	11 両	15 両

- ・所属する事業用自動車の数が5両以下の場合、処分車両数を1両とする。
- ・処分期間は、処分日車数を処分対象車両数で除した数（端数は切捨て）とする。
この場合において、処分日車数に余りが生じたときは処分対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

ア「遊休車両」の台数は、次の式により算出する（1台未満の端数は切り捨てる。）ものとする。

監査日において事業者が保有する車両数×（1－実働率）

イ 実働率は、原則として、監査日前3ヶ月（土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全休日を除く。）の平均実働率とし、事業者から提出された輸送実績報告書等の延実在車両数、延実働車両数に基づき算出するものとする。この場合において、事故車両、故障車両、車検中の車両その他稼働することが不可能な車両、特定大型車（道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの）、ハイヤー（タク特法第2条第2項に定める自動車）、その他患者輸送車等、一般の需要に応えられないタクシー車両については、稼働車両に含めるものとする。

なお、監査日から処分日までの間に増車の認可又は届出があったときは、その台数分を遊休車両台数に加えるものとし、その間に減車が確認されたときは、その台数分を遊休車両台数から減ずるものとする。

- ⑥ ①又は②の処分を行うときは、法第41条第1項（タク特法第52条第2項又はタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあつては、車両番号標。以下同じ）の領置を併せて行うものとする。

る。

ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

なお、停止対象の車両及び停止時期は、中部運輸局長が指定するものとし、停止対象の車両指定は、以下のア、イ、ウ、エの順に該当する車両を指定するものとする。

ア 違反事業者の違反営業所等の違反車両

イ 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両(エの車両を除く。)

ウ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両(エの車両を除く。)

エ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

(4) 事業の停止処分

① 事業の停止処分は、次のアからエまでのいずれかに該当することとなった場合((5)①又は(6)①に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、アからウまでの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めで行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

ア 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が51点以上となった場合

イ 違反点数の付与により、中部運輸局の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合(アに該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内においてアによる事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

ウ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合(ア又はイに該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、ア又はイによる事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

エ 次のいずれかに該当する場合((6)①カに該当する場合を除く)

(ア) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

(イ) 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

なお、「運行管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(運行管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。

(ウ) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

なお、「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「告示」という。)の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。

(エ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

なお、「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。

(オ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(カ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

なお、「整備管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(整備管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。

(キ) 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

(ク) 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

(ケ) 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

(コ) 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

② ①アからウまでの場合の事業の停止期間は、(3)③による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

③ ①エの場合の事業の停止期間は、①エ各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、①エ(イ)に該当したことに伴って①エ(エ)に該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

④ ①の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、(3)に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

⑤ 次のア及びイのいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、(3)③の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

ア 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

イ 事業者がアの違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

⑥ 次のア及びイのいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

ア 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

イ 事業者がアの違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

⑦ 次のア及びイのいずれにも該当する場合（⑤に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、7日間の事業の停止処分した後で、⑤に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。

ア 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

イ 事業者がアの違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

⑧ 次のア及びイのいずれにも該当する場合（⑥に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、3日間の事業の停止処分をした後で、⑥に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

ア 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h

以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

イ 事業者がアの違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

⑨ 次のア及びイのいずれにも該当する場合(⑤又は⑦に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、(3)③の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

なお、3日間の事業の停止処分をした後で、⑤に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。

また、3日間の事業の停止処分をした後で、⑦に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

ア 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

イ 事業者がアの違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

⑩ (3)⑥の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

(5) 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

① 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次のア又はイのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、ア又はイのそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

ア 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合

イ 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合

② ①の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

ア ①アの場合にあっては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域

イ ①イの場合にあっては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域

③ ①の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、(3)に規定す

る自動車等の使用停止処分又は（４）に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

（６）許可の取消処分

① 許可の取消処分は、次のアからクまでのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、（３）に規定する自動車等の使用停止処分、（４）に規定する事業の停止処分又は（５）に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

ア 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が８１点以上となった場合

イ 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者（アの事業者を除く。）について、累積点数が１６１点以上となった場合

ウ 違反点数の付与により、ア又はイ以外の事業者について、累積点数が３２１点以上となった場合

エ 個人タクシー事業者について、第２種運転免許の取消処分を受けた場合

オ 法第４０条、タク特法第５２条第１項若しくはタクシー適正化・活性化法第１７条の３第１項に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第４１条第１項（タク特法第５２条第２項及びタクシー適正化・活性化法第１７条の３第２項において準用する場合を含む。）に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

カ （４）①エによる事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から３年以内に更に同一の違反（この場合、（４）①エ（コ）に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（（４）①エの（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）の違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

キ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から３年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

（ア）法第９条の３第４項において準用する法第９条第６項に規定する料金の変更の命令

（イ）法第１６条第２項に規定する事業計画に従うべき命令

（ウ）法第２２条の２第３項に規定する安全管理規程の変更の命令

（エ）法第２２条の２第７項に規定する安全統括管理者の解任の命令

（オ）法第２７条第４項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

- (カ) 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
 - (キ) 法第31条に規定する事業改善の命令
 - (ク) 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
 - (ケ) タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令
 - (コ) タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令
 - (サ) タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項に規定する事業者計画の認可命令
 - (シ) タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項に規定する認可事業者計画の変更命令
 - (ス) タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項に規定する供給輸送力の削減命令
 - (セ) タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項に規定する認可事業者計画の変更命令
 - (ソ) タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項に規定する営業方法の制限に関する命令
 - (タ) タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項に規定する運賃の変更命令
 - (チ) タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する確保命令
- ク 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

② 次のいずれかに該当する場合の①カ及びキの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

ア 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

イ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

なお、(1)⑬及び⑭の規定は、「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

II 行政処分等の公表の基準

1 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文書による勧告又は警告及び自動車等の使用停止処分を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者

- (2) 文書による勧告又は警告及び自動車等の使用停止処分を受けた旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）
- (3) 事業の停止処分を受けた旅客自動車運送事業者
- (4) 許可の取消し処分を受けた旅客自動車運送事業者
- (5) 法第27条第4項の命令を受けた旅客自動車運送事業者
- (6) 法第31条の命令を受けた旅客自動車運送事業者
- (7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者

2 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 行政処分等の年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）
- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 1に該当することとなった旅客自動車運送事業者については、当該事業者が受けた行政処分等について、中部運輸局のホームページへ1か月分を取りまとめて掲載するものとする。
- (2) 1に該当することとなった旅客自動車運送事業者については、その都度報道機関等へ2の内容を記載した資料を提供する。なお、1(1)については警告及び自動車等の使用停止処分を受けた事業者、1(2)については200日車を超える自動車等の使用停止処分を受けた事業者に限る。
- (3) ホームページへの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行うものとする。

4 中部運輸局は、各年度末にその年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数及び違反点数が20点を超えた事業者の概要を報道資料及びホームページで公表する。

附 則

- 1. この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2. 平成25年10月31日以前に確認した違反行為であって、平成25年11月1日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが廃止前の「旅客自動車運送事業者に対する行政処

分等の基準、旅客自動車運送事業の監査方針及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」（平成21年9月30日付け中運局公示第73号）（以下、「廃止前公示」という。）の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、廃止前公示の規定により行政処分等を行うものとする。

3. I. 1. (4) ①イ及び2. (4) ①エの規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前公示の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この公示の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成26年1月27日付け中運局公示第103号）

1. この公示は、平成26年1月27日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成26年4月25日付け中運局公示第3号）

この公示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年8月5日付け中運局公示第19号）

1. この公示は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成28年6月30日付け中運局公示第32号）

この公示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日付け中運局公示第81号）

この公示は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年1月13日付け中運局公示第102号）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成29年3月17日付け中運局公示第120号）

この公示は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年4月2日付け中運局公示第3号）

1. この公示は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月25日付け中運局公示第116号）

1. この公示は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日付中運局公示第9号）

1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年3月31日付中運局公示第91号）

1. この公示は、令和5年4月1日から施行する。
2. この基準の施行の日前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過していない事案についても、この基準のⅡ3（3）の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日付中運局公示第61号）

1. この公示は、令和5年10月1日から施行する。
2. 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の運輸規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年3月29日付中運局公示第149号）

1. この通達は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。